

令和元年6月5日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03431

研究課題名（和文）知的財産侵害に対する民事的保護と刑事的保護のあり方に関する基礎的考察

研究課題名（英文）Civil and criminal remedies for intellectual property infringement

研究代表者

蘆立 順美（ASHIDATE, MASAMI）

東北大学・法学研究科・教授

研究者番号：60282092

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、従来、十分な検討がなされてこなかった民事的救済と刑事罰の関係について、知的財産法、刑法の各専門分野における理論的研究を基礎として、それぞれから得られる知見を融合し、双方の観点から総合的に考察することによって、望ましい知的財産の民事的・刑事的保護のあり方を検討した。

具体的には、著作権法における親告罪の意義について、著作権法および刑法双方の観点から再検討を行い、その位置づけについて分析したほか、不正競争防止法の営業秘密に関して、刑事罰の主観的要件等に関し、刑法上の財産犯における主観的要件との比較をしながら検討を加えることにより、その適法範囲に関する解釈等を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来、知的財産法分野において、民事的救済と刑事罰の関係については十分な検討が行われていなかったところ、本研究は、知的財産法、刑法をそれぞれ専門とする研究者が協働して研究を行うことにより、それぞれの理論的知見に基づきつつ、総合的な観点から検討を行い、知的財産の実効的保護に資する解釈論及び立法的示唆を示している点において、学術的、社会的な意義を有する。

研究成果の概要（英文）：There was no enough consideration about a relation between civil remedies and criminal remedies in intellectual property law. In this research, each expert of Intellectual Property Law and the criminal law considered the desirable protection of intellectual property by comprehensively considering from each point of view.

We showed some interpretations and suggestions about legislation for copyright protection and the requirements of criminal sanction for trade secret.

研究分野：知的財産法

キーワード：知的財産 民事的保護 刑事罰

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

知的財産の侵害行為に対しては、知的財産法に属する各法において、民事的救済(差止請求、損害賠償請求)が認められているほか、刑事罰が課されている(特許法 196 条、商標法 78 条、著作権法 119 条、不正競争防止法 21 条など)。もっとも、従来、知的財産法において議論の中心となってきたのは、各法の保護範囲の解釈とそれに伴い可能となる民事的救済の内容であり、刑事罰は、いわゆる偽ブランド商品の販売に対する商標権侵害事例等を中心に、侵害行為に当たることが明白であり、かつ、商業的な利用である行為に対してのみ適用されているという状況にあった。

しかし、著作権法においては、著作物の違法なアップロード行為を実効的に抑制するとの観点から、私的使用目的の複製に関しても一定の要件のもとで刑事罰の対象とされたほか(平成 24 年法律第 43 号)環太平洋パートナーシップ協定(TPP 協定)において、非親告罪化等が求められている。また、営業秘密の保護に関しても、営業秘密の国外流出事件等が続いたことを受けて、営業秘密侵害罪の処罰対象範囲が拡大され、非親告罪とすることを内容とする法改正が成立した(平成 27 年法律第 54 号)。

このように、知的財産の実行的保護を図るにあたり、刑事的保護の活用が重視されていることは明らかである。こうした状況において、望ましい知的財産の民事的・刑事的保護のあり方を検討するにあたっては、知的財産法及び刑法の双方から総合的に考察することが不可欠となっていた。

2. 研究の目的

現在、知的財産法の実効的保護の手段として、刑事的保護の活用が目が集まっている一方、刑事的規制の拡大が情報の利用等を抑制する危険性についても指摘されている。しかし、従来、民事的救済と刑事罰の関係については、知的財産法分野において十分な検討が行われておらず、各権利や利益の侵害判断の研究においても、もっぱら民事的救済を念頭にした議論がなされており、刑事罰との関係を意識された議論はほとんど見られなかった。

そこで本研究は、知的財産法、刑法の各専門分野における理論的研究を基礎として、それぞれから得られる知見を融合し、双方の観点から総合的に考察することによって、望ましい知的財産の民事的・刑事的保護のあり方を検討することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、2 名の研究者(知的財産法、刑法の研究者)が協働し、知的財産法、刑法の各分野における専門的議論を出発点としながらも、法分野を超えた融合的な研究を行うものである。これにより、実効的な知的財産保護のあり方について、広い視野から評価・分析することを可能とし、総合的な検討を行うことができる。

研究期間との関係から、知的財産法すべてについて検討の対象とするのは現実的ではないため、本研究では、著作権法(権利付与型の法制度)と不正競争防止法(行為規制型の法制度)そして、不正競争防止法と同様に商品等表示を保護対象としているが登録主義(権利付与型)を採用する商標法を検討の対象とし、情報の性質や法制度の相違等も考慮し、それらの比較も行いながら分析、検討を行う。

まず、著作権法に関する調査、分析を中心に、各専門分野において、近時の著作権侵害事件に関する刑事的保護に関する議論の調査、分析とともに、立法時の議論についても調査、整理を行う。また、TPP 協定の影響やそれに伴う立法の動きについても、調査、検討の対象とする。さらに、必要に応じて、諸外国における法制度や刑事的保護に関する議論、及び民事的保護との関係についても調査の対象とし、国外の文献等に関する調査、収集も実施する。

続いて、不正競争防止法、商標法に関する調査、分析を行う。著作権法と同様、各専門分野において、近時の侵害事件に関する議論の調査、分析とともに、立法時の議論についても調査、整理を行う。必要に応じて諸外国における法制度や刑事的保護及び民事的保護との関係に関する議論についても調査の対象とし、関連文献等に関する調査、収集を実施する。

この間、研究担当者間での情報共有を密に行い、上記の研究の進行にしたがって、研究担当者間での意見交換の場を設けるなど、互いの研究の進行状況につき検討する機会を設ける。

上記の検討結果を踏まえて、著作権法、不正競争防止法、商標法のそれぞれの問題の整理と全体における位置づけをし、各法の比較に基づき、対立する諸利益の明確化と相互の理論的な関係について整理、分析を行う。研究担当者間での共有された情報に基づきながら、それぞれの見解についての意見交換や議論を深め、双方の視点から上記の問題についてさらに見当を進めることを通じて、研究を行うことを通じて、総合的な観点から、権利侵害要件に関する解釈論や刑事的保護の立法論について具体的な提案をまとめる。

4. 研究成果

28 年度は、著作権法を対象として、知的財産法、刑法の各分野について、国内の関連文献、立法資料、裁判例等の調査、収集、分析を進めた。特に、著作権侵害罪について親告罪とされた歴史的な経緯や民事的救済との関係に関する議論を中心として、他の知的財産法との違いにも着目して調査、分析を行った。加えて、TPP 協定(後に TPP11 協定として発効)に関わる法改正の内容や立法経過における議論についても調査、分析を進めた。また、諸外国の著作権侵

害に対する刑事罰規制の状況、刑事罰に関する議論や民事的救済との関係に関する理論等に関する文献について、調査、収集を行った。

29年度は、わが国において、不正競争防止法や商標法に関する刑事裁判例において興味深い事件が複数散見される（不正競争防止法2条6項にいう「営業秘密」の要件である秘密管理性の判断、商標権侵害における商標機能論の適用の可否に関する判断など）ことから、これらの裁判例における侵害成否判断と、民事的保護の場面における侵害成否の議論との関係等の分析を進めた。また、知的財産権侵害の主体認定に関する議論について、日本、アメリカ、ドイツ等の関係文献や裁判例の調査、分析を進めるとともに、刑事法における行為主体の議論に関する関係文献等の調査、分析を進め、民事法・刑事法の議論の相違点等の整理やその妥当性に関する分析にも着手した。併せて、民事実体法における共同不法行為に関する議論と刑事実体法における「共犯論」の関係について、両者の根底にある発想にさかのぼり、複数の者が共同して知的財産権侵害を行った場合の各人の法的帰責の限界について、理論的検討を開始した。

30年度は、平成29年度に着手した調査、研究を継続して行ったほか、不正競争防止法21条（刑事罰規定）における主観的要件（「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」という要件）に関し、立法経緯や改正過程における議論を整理・分析したうえで、刑法上の財産犯である横領罪における不法領得の意思や背任罪における図利加害目的と比較しながら検討を加え、営業秘密侵害罪の処罰範囲の適正化を志向した解釈の探究を行った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

成瀬幸典、判例評釈：最判平成28・12・5 電磁的公正証書原本不実記載罪の成立が否定された事例、法学教室、2017、pp138

蘆立順美、商標機能論の検討、商標権の効力の制限・日本工業所有権法学会年報42号、2019、pp95～117

〔学会発表〕(計1件)

蘆立順美、商標機能論の検討、日本工業所有権法学会、2018

〔図書〕(計2件)

浅田和茂、井田良、成瀬幸典ほか、新基本法コンメンタール刑法〔第2版〕、日本評論社、2017、668

小野昌延=小松陽一郎=三山俊司編、蘆立順美ほか、商標の法律相談、青林書院、2017、464

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：成瀬幸典

ローマ字氏名：NARUSE Yukinori

所属研究機関名：東北大学

部局名：法学研究科

職名：教授

研究者番号(8桁): 20241507

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。